

【提出書類一覧】

※下記以外でも健康保険組合が必要と判断した場合は、書類の提出を依頼する場合がありますのでご承知ください。

現在の状況	提出書類
(1)現在収入のない方	直近の所得証明書(令和6年1月～令和6年12月)原本 【無収入の方は直近の非課税証明書(原本)】 注) 令和6年に給与収入があって、現在無職の方は所得証明書の給与所得欄に <u>退職年 月 日</u> と記入してください。
(2)給与収入のある方 (パート・アルバイト等)	令和7年の源泉徴収票 [㊟] または 裏面「令和7年1月～令和7年12月 給与・賞与支払証明書」(原本)等 注) お勤め先の事業所に証明を受けてください。
(3)年金収入のある方 (遺族年金・障害年金・恩給等すべて含む)	直近の日本年金機構発行の「年金振込通知書 [㊟] (受給者の氏名入り)」 または、直近の日本年金機構発行の「年金改定通知書 [㊟] (受給者の氏名入り)」
(4)不動産収入・事業収入等のある方	令和7年春 提出の確定申告書 [㊟] 注) 第1表、第2表、収支内訳書(必要経費の内訳がわかるもの)
(5)利子収入・投資収入のある方	収入を証明する書類
(6)被保険者以外から支援のある方 (生計費・養育費等)	仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類 ★ <u>送金者名、受取人名及びその金額が確認できる書類(直近3カ月分)</u> ■ 振込の場合 「預金通帳 [㊟] (通帳の名義及び振込日と金額の頁)」、「振込明細書」等 ■ 送金の場合 「現金書留の控え [㊟] 」 注) 確認書類に代えて仕送りの事実を記載した申立書等では対応できません。
(7)上記の方で別居されている方 (単身赴任・就学による場合を除く)	

【参考】複数の収入がある方については、(1)～(7)に該当するすべての提出書類が必要です。

例. 被保険者と別居で、給与・年金・仕送りがある場合 ⇒ (2)+(3)+(7)の提出書類が必要です。

(2) 令和7年の源泉徴収票[㊟]または令和7年1月～令和7年12月 給与・賞与支払証明書(原本)

(3) 直近の日本年金機構発行分の年金振込通知書[㊟]

(7) 被保険者からの仕送り額のわかるもの

【注意事項】

① 提出書類(所得証明書、源泉徴収票[㊟]、年金振込通知書[㊟]等の添付書類)は直近の書類を添付してください。

② 複数の収入がある方は、該当するすべての提出書類を添付してください。

③ 調査表の記載内容(氏名、生年月日、住所等)に誤りがあった場合、調査表での変更・訂正はできません。

各種変更・訂正届に資格確認書(発行されている場合)を添付して届出してください。

④ 「年収の壁」による一時的な収入変動により認定基準を超える方

「被扶養者の収入確認にあたっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」を添付願います。

上記証明書及び詳細につきましては、当健康保険組合のホームページをご覧ください。